

氷見市男女共同参画プラン

ファインパートナーシップ2012



氷見市

はじめに

氷見市では、平成10年と平成19年に「氷見市男女共同参画プラン」を策定し、一人ひとりの人権が尊重され、男女がともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に努めてまいりました。

しかしながら、予想を上回る少子高齢化の進行に伴い、産業、福祉などのさまざまな分野で取り組むべき新たな課題が生じています。

このような状況をふまえ、このたび「氷見市男女共同参画プラン～ファインパートナーシップ2012」を策定いたしました。この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」や「富山県民男女共同参画計画（第3次）」、「第8次氷見市総合計画」との整合性を図りつつ、施策を一層推進するため策定いたしました。

特に、昨年実施しました「氷見市男女共同参画プラン策定に係る基礎調査」において、男女が互いに支え合う意識づくりが改めて重要であると認識されたこと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現への要望が高かったことから、家庭や職場、地域などさまざまな場面において男女共同参画を推進する計画としております。

今後は、男女がともに生きやすい社会の実現に向けて、市民の皆さまや事業者、関係団体のご理解と積極的な参画を得ながら、男女共同参画を進めてまいりたいと存じます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆さまをはじめ、氷見市男女共同参画プラン策定委員会委員の皆さまに、心からお礼申し上げます。

平成24年3月

氷見市長 堂 故 茂

目 次

第1章 計画の概要

1	計画の趣旨	3
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の推進体制	4
5	世界・国・県のこれまでの動きと氷見市の取り組み状況	5
6	計画策定の背景	8
7	施策の体系図	14

第2章 計画の内容

1	男女共同参画の意識づくり	19
2	家庭・地域において男女が参画する環境づくり	25
3	男女がともに働きやすい就労環境づくり	30
4	健康で支え合う暮らしづくり	36

第3章 資料

1	男女共同参画基本法	45
2	富山県男女共同参画推進条例	51
3	アンケート結果の概略	55
4	計画関連指標	59
5	策定委員会設置要綱及び委員名簿	60

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

氷見市では、平成10年6月に「氷見市男女共同参画プラン～ファインパートナーシップ21～」を、引き続き平成19年3月には「氷見市男女共同参画プラン～ファインパートナーシップ2007～」を策定し、「男性も女性も全て、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の形成に、総合的かつ計画的に取り組んできました。この結果、男女共同参画は着実に進展しつつあります。

しかしながら、少子高齢化がより一層進む結果、人口減少社会を迎え、それに伴う家族形態や地域社会の変化、経済情勢の低迷などとともに社会情勢が大きく変化するなかで、男女を取り巻く環境は多くの課題を抱えています。

氷見市においては、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割に関する固定的な考え方を持つ人の割合に変化がみられるものの、女性の意見が行政に反映されていない、家事などの多くを女性が担っているなど男性が優遇されていると感じている人がまだ多いようです。

また、女性が進出し活躍する分野が拡大されましたが、一方で「仕事と生活の調和」が強く望まれ、男性も女性も働きやすい雇用環境の整備が待たれています。

以上のことから、男女が喜びも責任も分かち合い、ともに支え合いながら、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現がいっそう重要となっています。

このような状況に対応していくためにも、新たな課題や取り組むべき施策の方向を明らかにし、今後も継続して事業を計画的に推進するため、「氷見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、男女が互いに尊重され、良きパートナーとして社会の広範な分野に参画し、個性と持てる能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現を目指すものです。

- (1) 国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「富山県民男女共同参画計画（第3次）」を踏まえ、市の「第8次氷見市総合計画」と整合性を図りながら、市が行う男女共同参画施策の基本方針とするものです。
- (2) 市が目指す方向や具体的施策を明らかにすることで計画に対する理解や協力が得られ、協働で推進するとともに、市民一人ひとりの自主的な活動を期待するものです。
- (3) 氷見市男女共同参画プラン策定委員会の提言や「氷見市男女共同参画プラン策定に係る基礎調査」（平成23年4月実施 以下市民アンケート調査という）の結果を踏まえ、策定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は2012年度（平成24年度）から2016年度（平成28年度）までの5年間とします。

4 計画の推進体制

(1) 市における計画の推進

計画を効果的・総合的に推進するために、行政各部局相互の連携や調整を図り体制の強化に努めるとともに、市職員に対しても男女共同参画についての理解を深めていきます。

(2) 市民と協働による計画の推進

計画の推進について、市民の理解・協力を得るよう努めながら、市民一人ひとりの自主的・積極的な参加を促します。また、男女共同参画社会の実現に向けて活動している富山県男女共同参画推進員氷見連絡会と連携を図り、その活動を支援します。

(3) 企業の理解のもとでの推進

男女共同参画社会を築くためには、男女ともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要です。企業の理解と協力を得られるよう努めます。

(4) 国・県・関係機関との連携

計画を推進するため、引き続き国・県・関係機関との連携を図ります。

5 世界・国・県のこれまでの動きと氷見市の取り組み状況

	国連の動き	国の動き	県の動き	市の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標:平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置		
国連婦人の十年	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定		
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		「富山県婦人地域活動推進員氷見連絡会」設置
	1981年 (昭和56年)	「国内行動計画後期重点目標」策定	「婦人の明日をひらく行動計画」策定	
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「21世紀をめざすとやま女性プラン」策定	
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の公布		
1992年 (平成4年)			「新とやま女性プラン」策定	
1994年 (平成6年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置		「富山県婦人地域活動推進員氷見連絡会」を「富山県女性プラン推進員氷見連絡会」に改称
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定		

	国連の動き	国の動き	県の動き	市の動き
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	とやま男女共同参画プラン女性総合センター (現: 県民共生センター) 設置	「富山県女性プラン推進員氷見連絡会」を「富山県男女共同参画推進員氷見連絡会」に改称
1998年 (平成10年)				「氷見市男女共同参画プラン～ファイナパートナーシップ21～」策定 「氷見市男女共同参画プラン 前期実施計画」策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定		
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」	「富山県男女共同参画推進条例」公布、施行 「富山県民男女共同参画計画」策定	
2002年 (平成14年)			「新世紀すこやか子どもプラン」策定	「氷見市男女共同参画プラン 後期実施計画」策定
2003年 (平成15年)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行		
2004年 (平成16年)		男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針の策定		
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		「氷見市次世代育成支援行動計画」策定
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正(18年6月)	「未来とやま子育てプラン」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(19年7月) 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(19年4月)	「富山県民男女共同参画計画(第2次)」策定	「氷見市男女共同参画プラン～ファイナパートナーシップ2007～」策定

	国連の動き	国の動き	県の動き	市の動き
2008年 (平成20年)		「次世代育成支援対策推進法」 改正(20年12月)		
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正(21年6月)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定(21年3月)	
2010年 (平成22年)		「第3次男女共同参画基本計画」策定(22年12月)		「氷見市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」策定(22年3月)
2011年 (平成23年)				
2012年 (平成24年)			「富山県民男女共同参画計画(第3次)」策定	

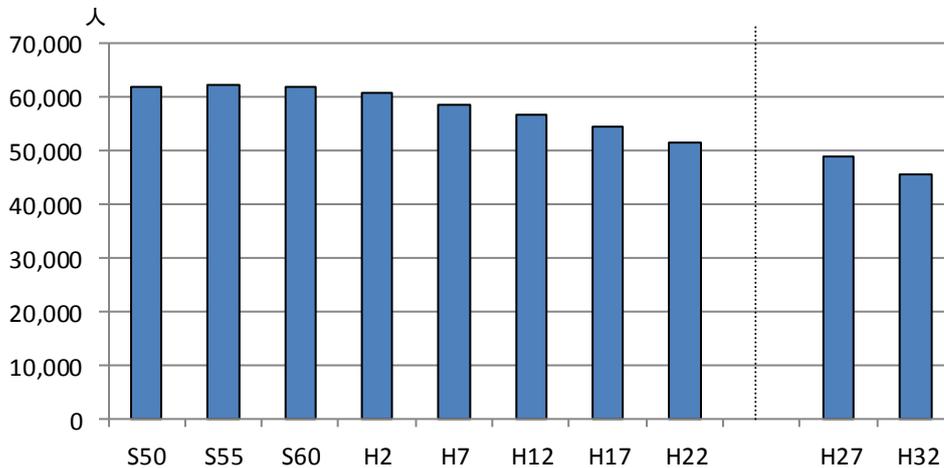
6 計画策定の背景

●人口の推移

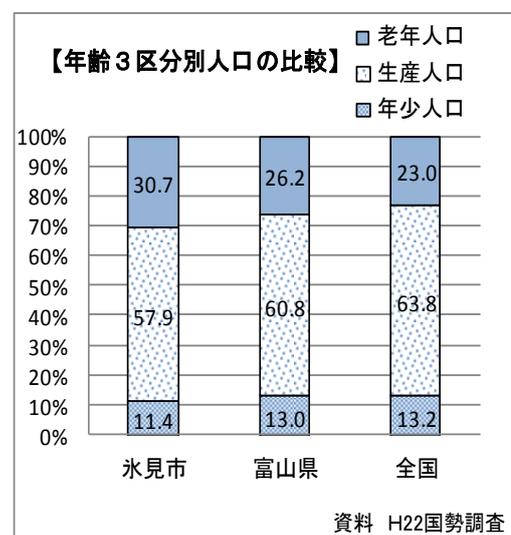
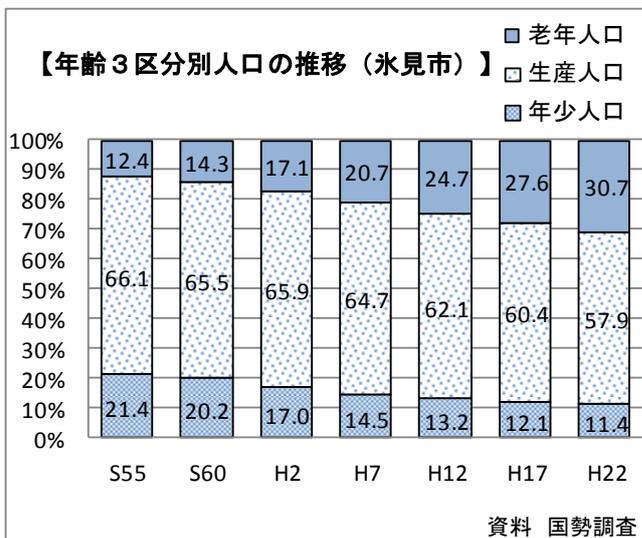
本市の人口は、減少を続けており、平成22年国勢調査では51,726人となっています。これは、平成17年国勢調査の54,495人と比べると5.1%の減少であり、県内でも3番目に減少率の大きい市町村となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の市区町村別推計人口」（平成20年12月推計）に基づく氷見市の将来人口の見通しによると、平成27年には48,859人、平成32年には45,635人となっており、減少を続けることが予想されます。

【氷見市の人口】



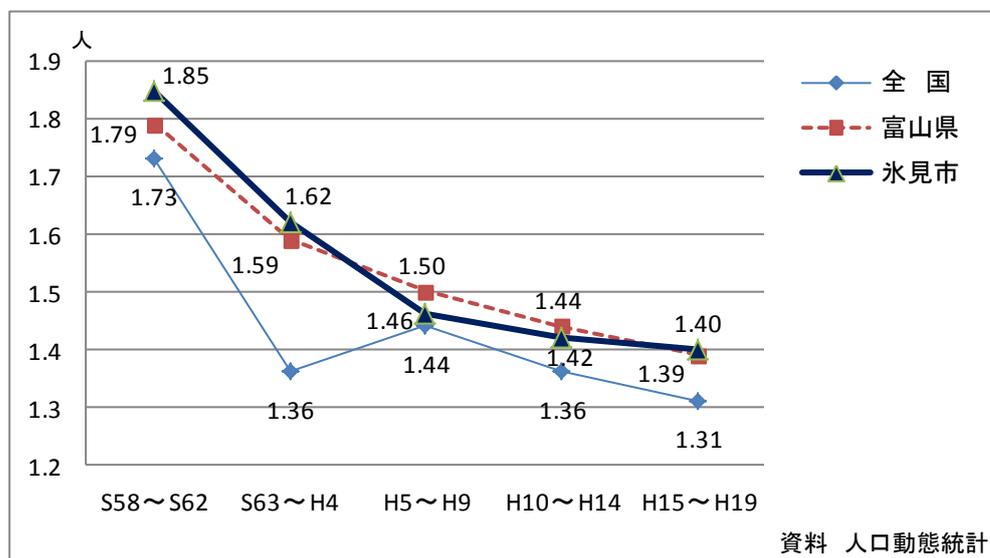
資料 国勢調査
H27及びH32は日本の市区町村別推計人口（平成20年12月推計）



年齢別人口比率をみると、年少人口（0歳～14歳）の割合は、平成17年の12.1%から平成22年には11.4%に減少しています。一方、老年人口（65歳以上）の割合は30.7%であり、平成17年から3.1ポイント増加しています。これは、全国の23.0%、県の26.2%と比べても高い水準であり、国・県に先がけて高齢化が進んでいます。

また、一人の女性が生涯に生む子どもの平均人数（合計特殊出生率）は、依然として低下傾向にあります。平成15～19年の合計特殊出生率は、全国が1.31であるのに対し、氷見市は1.40となり、県の1.39をわずかに上回ったものの、全国と同様に低下傾向にあります。この数値は、長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）の2.08を大幅に下回っており、人口減少につながります。

【合計特殊出生率の推移】



このように少子高齢化の進行と人口減少社会の到来のなかで、豊かで活力ある社会を維持していくためには、女性があらゆる分野で活躍していくことが重要であり、それを支える環境の整備が大切となっています。

●女性の就業

女性の就業率^{*}については、平成17年国勢調査では、本市は49.8%であり、全国5位である県の50.8%を下回るものの、全国の46.4%を上回っています。労働力率^{*}をグラフで表すと10ページのとおりとなり、氷見市の女性の労働力率が高いことがわかります。また、富山県の共働き率は、平成17年国勢調査では56.8%（全国45.2%）で全国3位であり、氷見市においても同様に、高い共働き率を示すと思われます。

以上のことから、女性の就業について、本市は、国・県と比較しても高い状況となっていることがうかがえます。

一般に、女性の年齢階級別労働力率は、結婚、出産、子育てを機に一旦仕事を辞めるということがあるため、グラフは M 字型を表すことがあります。しかし、氷見市は全国、県に比べて全体的に女性の労働力率が高くなっているばかりでなく、M 字型も浅くなっており、平成 17 年国勢調査においても労働力率は若い年齢において高くなっていることから、結婚後も子育てしながら働き続ける女性が多いことがわかります。

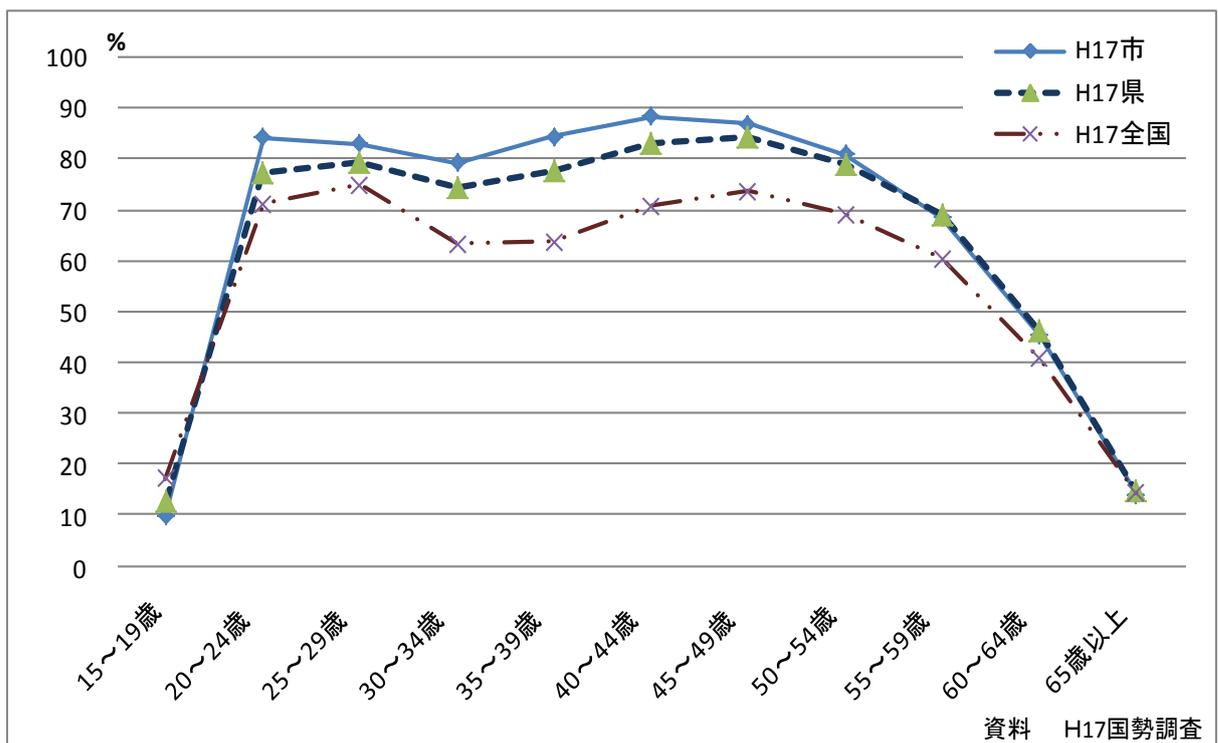
※就業率：15歳以上人口に占める就業者数の割合

※労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者数＋完全失業者数）の割合

就業者：調査週間中、収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人

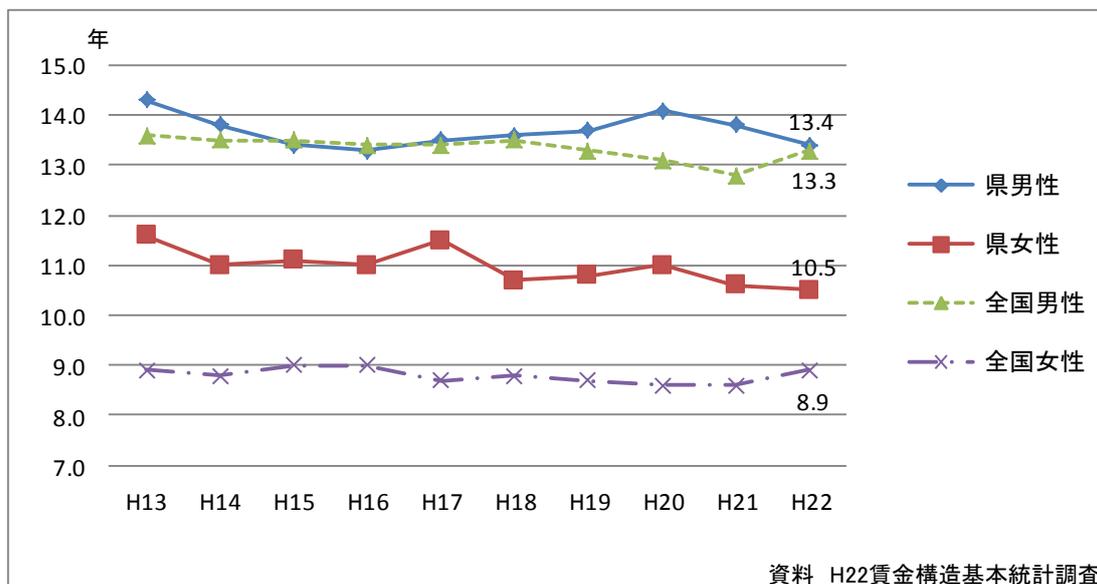
完全失業者：満15歳以上で、仕事がなく、仕事を探していた人で、仕事があればすぐ就ける人

【女性の年齢階級別労働力率】



また、女性の平均勤続年数について、平成 22 年賃金構造基本統計調査では、富山県は 10.5 年（全国は 8.9 年）で全国 5 位となっています。また、女性雇用者に占める正規の職員・従業員の割合について、平成 19 年就業構造基本調査では、富山県は 54.1%（全国は 43.0%）となっており、全国 1 位です。

【平均勤続年数】



賃金については、平成 22 年賃金構造基本統計調査（男性を 100 とした女性の所定内給与額）によると、男性の 71.7 となっており、男女の賃金格差は小さくなってきているものの、依然として男性の 7 割程度にとどまっています。また、平成 17 年国勢調査では富山県の女性の管理職比率は 4.8%と全国 30 位であるなど、就労環境における男女の格差がみられます。

一方で、市民アンケート調査の結果では、仕事と家庭環境の調和を優先したいと希望する人が男女とも多いにもかかわらず、まだまだ仕事に追われ家庭生活や地域活動にかける時間が足りないというのが現状です。

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの法律が施行・周知され、女性が社会的に活躍する環境が整っていくなかで、結婚や出産など人生の節目においても女性が働き続けることができる支援とともに、男女ともに仕事と生活の調和が図れる取組みが必要となっています。

● 家族形態の多様化

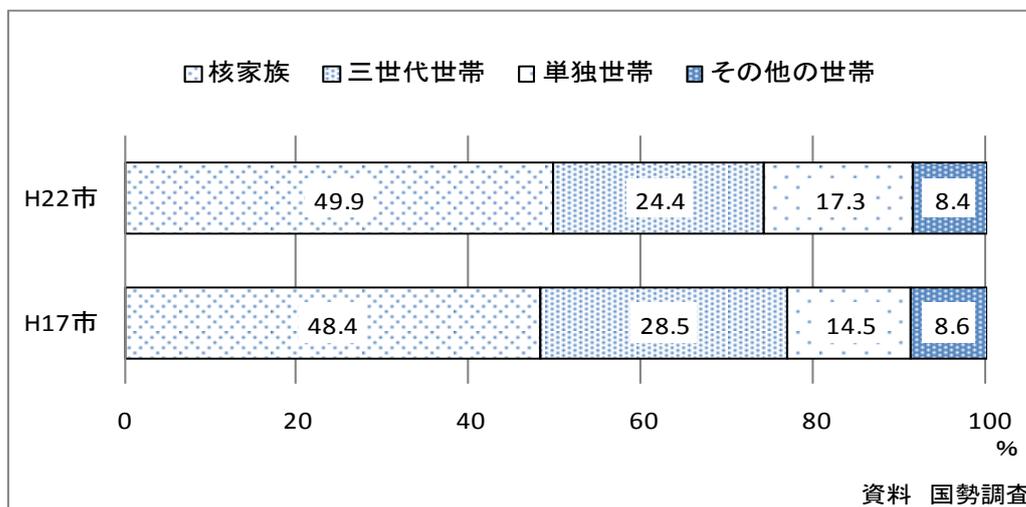
氷見市の三世同居率は、平成 22 年国勢調査時点で 24.4%となっていて、県の 16.1%、全国の 7.1%を大きく上回っています。しかし三世同居率は、平成 17 年国勢調査における 28.5%（全国 3 位）と比較すると低下傾向にあり、その一方で、核家族、単独世帯の割合が上昇するなど家族形態はますます大きく変化してきています。

三世同居は、とりわけ職業を持つ女性にとって、家事等の負担について家族の相互協力を得られたり悩みを相談したりしやすいという長所があります。反面、ライフスタイルの違いから核家族を望む意見も見られます。

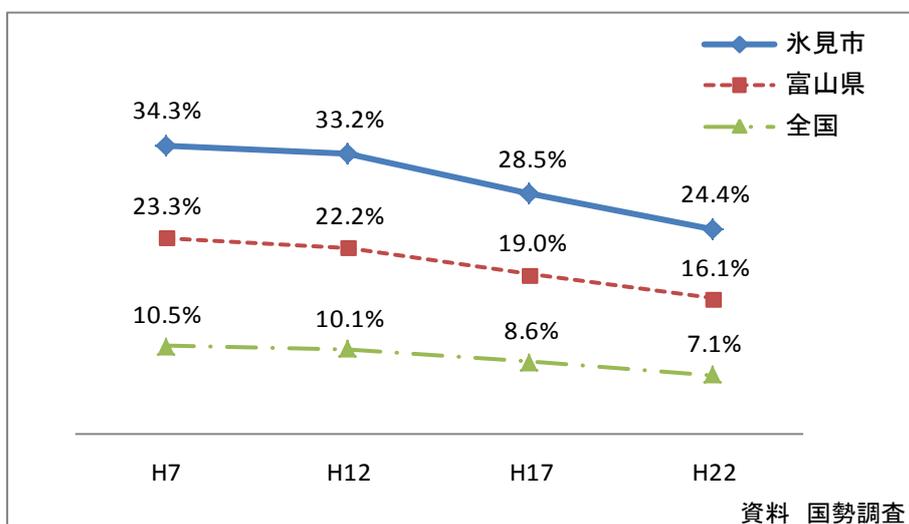
近年は、お互いの生活を大切にしながら世代間で支え合うことができるため、若い世帯が近くに住む「近住」が見直されています。今後は、それぞれの家族形態の良さを理解しながら各自が

生活を見つめ直す機会も重要となっています。

【氷見市の世帯類型】



【三世代同居率の推移】



氷見市では、就業を継続する女性が多いにも関わらず、家事・育児のほとんどを女性が担っています。

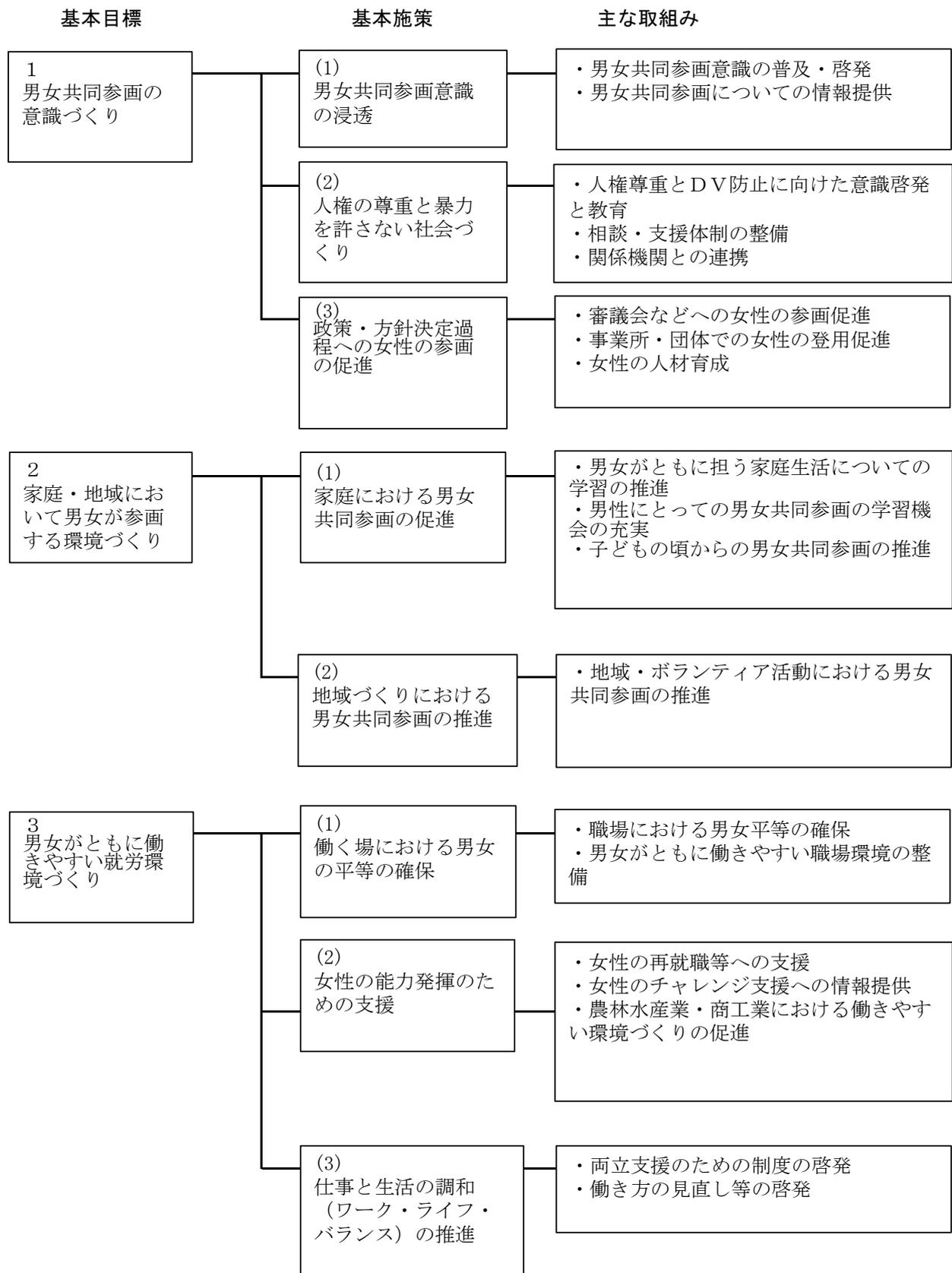
市民アンケート調査では、子どもを生き育てやすい環境整備のために効果的な施策について、男性よりも女性の方で、「育児休業を取りやすい環境の整備」「父親の育児への協力」「学童保育

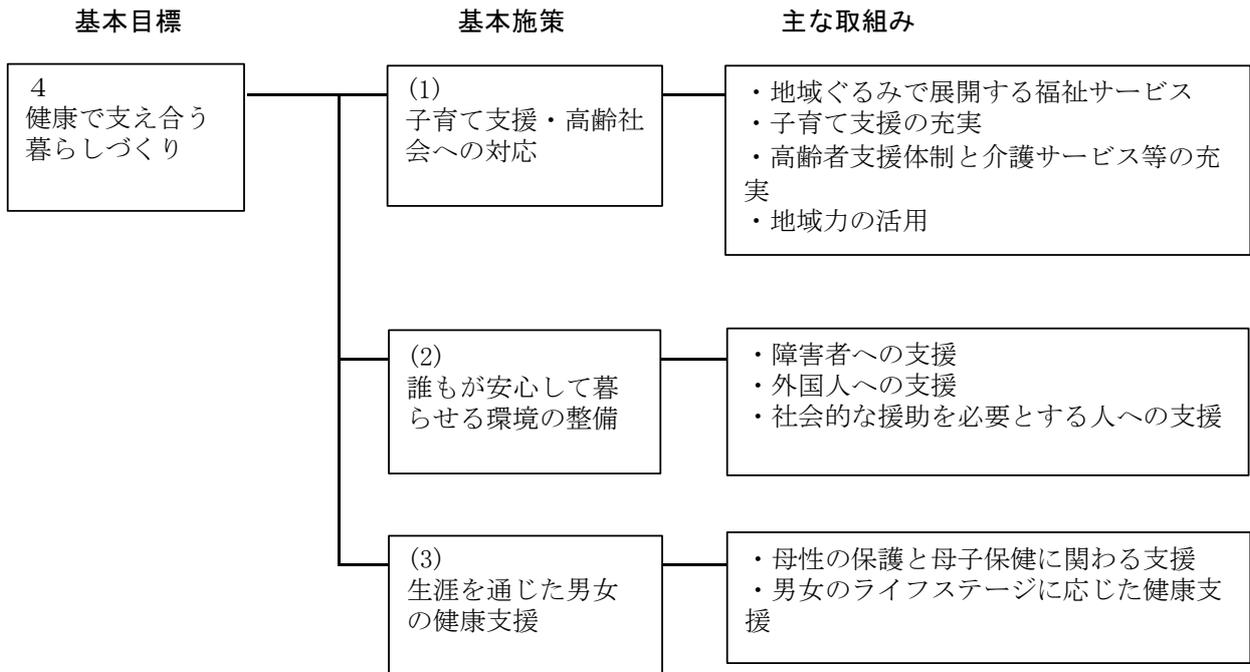
の実施」を望む割合が多くなっています。

このことから、男女がともに等しく家族の一員として互いを支え合うことができるようにするため、意識改革への取組みはもとより、その周りでも職場環境の改善、子育て世代を地域で支える活動の推進が重要となっています。

さらに、子どもの健全な育成のためにも、年代に応じた社会参加等、子どもたちからの男女共同参画の理解の促進を図ることが必要です。

7 施策の体系図





第 2 章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

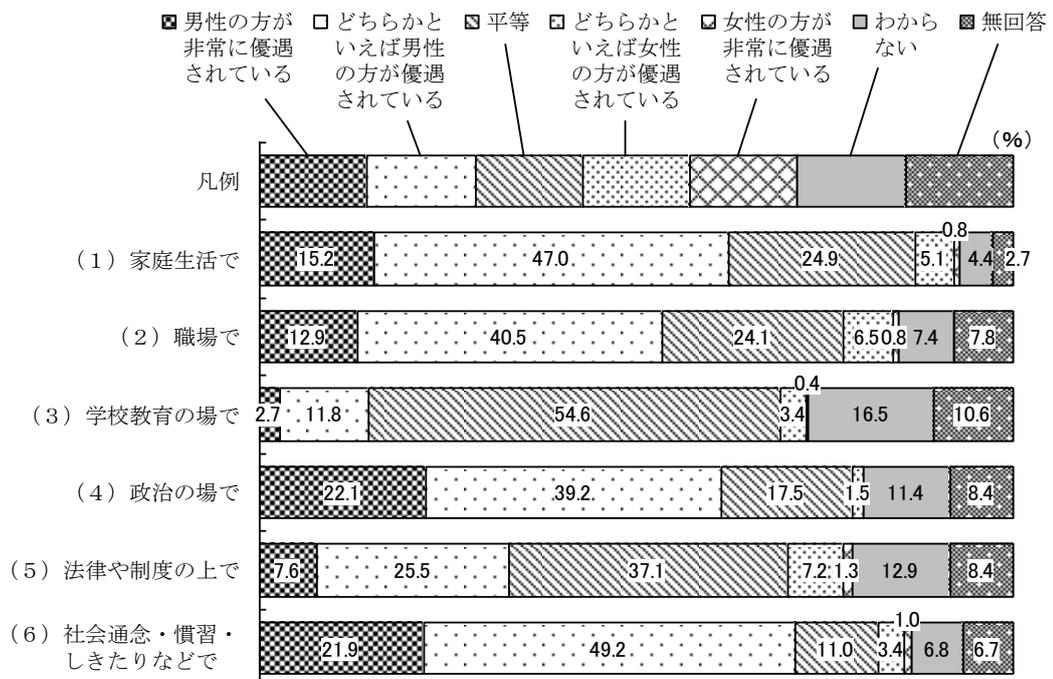
現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず、女性も男性も一人ひとりが互いにその人権を尊重し、責任も分かち合いながら多様な生き方を認め合うことが重要です。

氷見市では、これまでも市民との協働を基本として、男女共同参画推進員による地域の活動や市広報での男女共同参画意識の啓発に努めてきました。しかし、市民アンケート調査の結果では、家事・育児・介護などは妻が担うところが多く、性別による役割分担意識は依然として根強く残っていることがうかがえます。さらに、同アンケート調査での男女の平等感は、職場や社会通念・慣習などにおいても男性が優遇されているという意識が多くあり、とりわけ社会通念・慣習・しきたりなどでは7割以上の方が男性が優遇されていると考えています。

男女の役割に対する固定的な考え方は、それぞれの多様な生き方の選択や能力を発揮する上で障害となることから、さまざまな学習機会等を通して男女共同参画意識を高めることが大切です。

【男女の平等感】

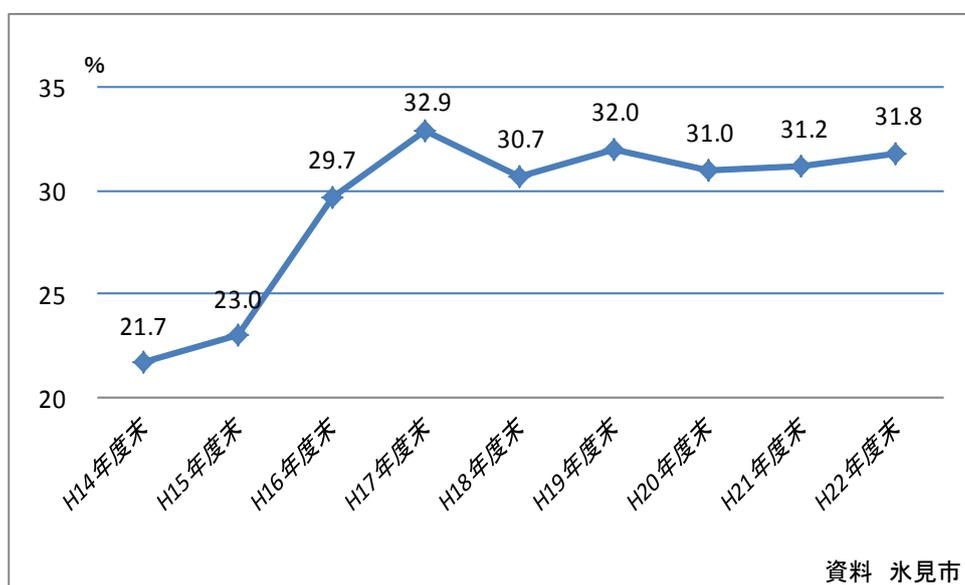


資料 市民アンケート調査

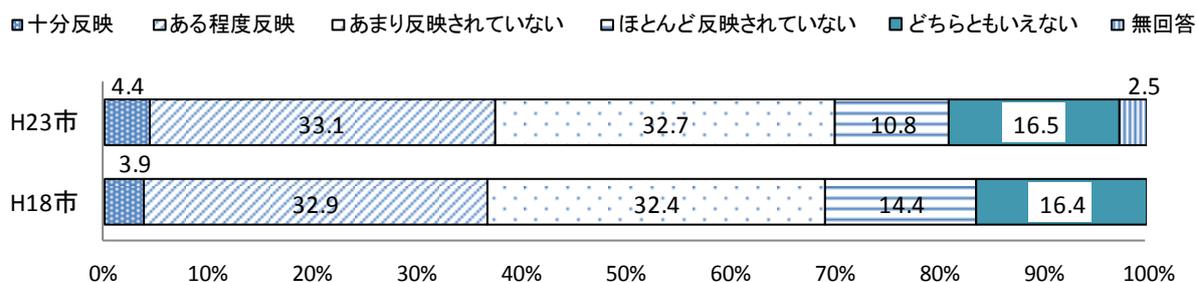
一方、政策・方針決定過程においては、多様な人材の能力の活用や新たな視点の導入による組織や団体の活性化ということからも、女性が男性とともにあらゆる分野で積極的に参画することが重要です。氷見市においての審議会・委員会等の女性の参加率は、平成17年度末で30%を超えたものの、平成23年度末までに36%という目標を達成できない状況にあります。

今後も、市のみならず、企業や地域、団体などの組織等において、女性の参画が進み、女性の意見が反映されるよう取り組む必要があります。

【女性の公職参加率の推移（氷見市）】



【女性の意見の反映】



資料 市民アンケート調査

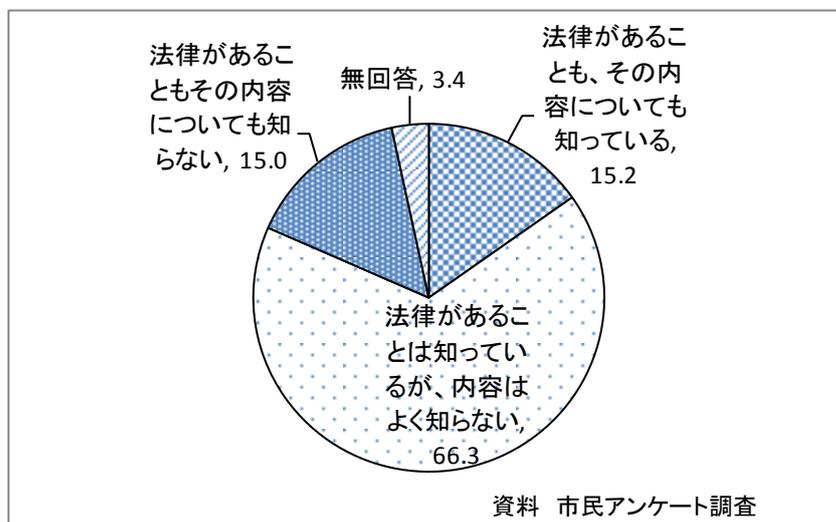
また、男女がともに生きやすい社会の実現のためには、互いの性を理解し、互いの人権を尊重することが前提です。近年は、配偶者等からの暴力やセクシャルハラスメント、学校でのいじめなどは重大な人権侵害として関心が高まっています。これらの暴力は、女性のみならず子どもや高齢者にも及ぶ場合があります。しかしながら、被害の多くが相談されず潜在化してしまうことが多いため、被害者がひとりで苦しむ場合が少なくありません。

市民アンケート調査によると、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」※（以下、「DV防止法」という）を知っている人は、全体の81%となっていますが、そのうちの66%は、「内容はよく知らない」と答えており、配偶者等からの暴力の防止と被害者支援の正しい理解が進んでいません。

今後は、あらゆる年代での人権教育等を充実し、暴力などを許さない社会づくりを推進するとともに、配偶者等からの暴力などの被害に対する支援・相談体制を整えていく必要があります。

※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律

【DV防止法について】



基本施策と主な取組み

(1) 男女共同参画意識の浸透

市民の男女共同参画意識を高めるため、男女共同参画推進員の活動を支援するなど、あらゆる機会において啓発・広報活動を実施します。また、男女共同参画に関して興味あるテーマや内容を選択しながら学習できるよう、関係機関との連携により適切な情報を効果的に広報します。

主な取組み	事業	事業の内容
男女共同参画意識の普及・啓発	男女共同参画推進事業	氷見市男女共同参画推進員とともに、あらゆる機会において男女共同参画意識づくりを推進します。 《男女の地位の平等感 家庭で 24.9%→30% 慣習等で 11.0%→20%》
	市における職員力・組織力の向上	市職員研修の充実や派遣研修の推進、自己啓発活動の推進等、職員の能力の向上に努めます。
	教職員の資質向上の推進	今日的課題に対応した調査・研究を通して、教職員の資質向上を図ります。
男女共同参画についての情報提供	男女共同参画についての講座・教室等の情報提供	(財)富山県女性財団、他市町村の女性団体が主催する、男女共同参画に関する各種講座等の情報を提供します。
	男女共同参画推進事業の広報	男女共同参画推進事業を広報ひみ等で定期的に紹介し、取組みへの理解を求めます。

(2) 人権の尊重と暴力を許さない社会づくり

人権教育や男女が互いの性を理解し尊重するための教育の充実を図り、相手を認め、思いやることを育みます。また、DV防止法を周知するとともに、関係機関と連携して被害者のための相談・支援体制の充実に努めます。

主な取組み	事業	事業の内容
人権尊重とDV防止に向けた意識啓発と教育	人権尊重やあらゆる暴力防止に向けての広報・啓発	「人権週間」やチラシ配布等の広報、啓発活動を行います。

	道徳教育の充実	生命を大切にする心や他人を思いやる心を身につけていくことができる教育の充実に努めます。
	人権教育・福祉教育の推進	人権侵害や差別の問題を理解し人権意識の高揚を図るとともに、福祉教育を推進します。
	人権教室の実施	各世代における人権尊重の意識づくりのための教室を開催します。
	DVやあらゆる暴力の防止	DV防止法や、関係機関の講座等を広く周知し、DVについての正しい理解を促進するとともに、弱者への暴力を許さない意識づくりに努めます。 《DV防止法について、法律があることも内容も知っている人の割合 15.2%→20%》
相談・支援体制の整備	相談体制とネットワークの強化	開催している各種相談の周知を行うとともに、市民が相談しやすい対応を心がけ、また、市の関係各課との連携による円滑な相談体制づくりに努めます。
関係機関との連携	関係機関との連携による相談者への支援の充実	女性相談センターや民間団体等との連携による、専門的な相談の受け入れの周知に努めます。

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

行政における審議会や委員会において、女性の積極的な登用を促進します。事業所、各種団体などに対しては、あらゆる機会において男性とともに女性の意見が取り入れられるよう啓発に取り組み、あわせて意思決定の場における女性の参画についても積極的に働きかけます。

また、女性の能力を伸ばし育てる学習機会の拡充を図り、人材育成を促進します。

主な取組み	事業	事業の内容
審議会などへの女性の参画促進	女性の公職参加の拡大	市の審議会や委員会において、女性委員の積極的な登用を推進します。 《女性の公職参加率 31.8%→36%》

	さまざまな分野における女性の参画の拡大	女性農業委員の登用など農林水産業の分野や経済、学術分野などでの女性の登用について働きかけます。
事業所・団体での女性の登用促進	企業における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※の普及	企業の管理職において女性の登用が進むよう積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について周知し、取組みを促進します。
	各種団体等での女性の登用の促進	自治会、市民活動団体、各種機関などに対し、女性の能力発揮がそれぞれの組織の活性化につながる意識の醸成を図ります。
女性の人材育成	氷見市男女共同参画推進員の委嘱	氷見市男女共同参画推進員を委嘱し、男女共同参画活動の推進とともに、推進員の研修を通しての研鑽を進めます。 《男性委員の割合 44%→45%》
	婦人消防隊や婦人防火クラブの育成	火災予防などでの女性ならではの力を発揮できるよう婦人消防隊や婦人防火クラブを育成します。
	各種団体における女性の人材育成の促進	あらゆる分野において、女性が男性とともに能力向上に向けた機会が与えられるよう、各種団体に呼びかけます。

※積極的改善措置（ポジティブ・アクション）：固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から男女労働者間に生じている差を解消するために、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組み

基本目標2 家庭・地域において男女が参画する環境づくり

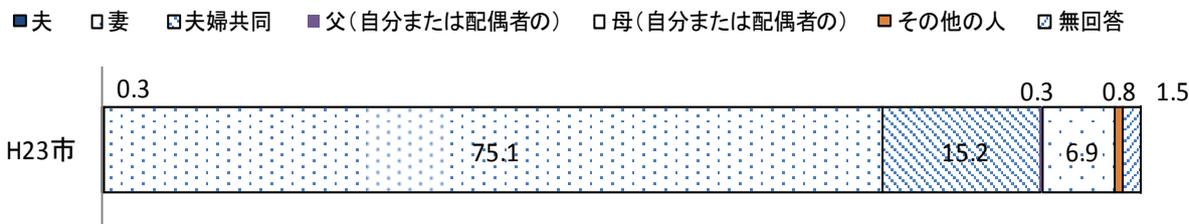
現状と課題

個人の意識やライフスタイルが多様化しているなかで、男女がともに心豊かで充実した生活をおくるためには、家族とのきずなを深め、地域とのつながりのなかで、安心して暮らせる社会づくりが重要です。

しかしながら、特に家庭生活でのいろいろな役割の多くは女性が担うことが多く、市民アンケート調査によると、家事においては妻が75.1%を分担しているのに対し、夫は0.3%しか担っていません。その結果、女性が育児や介護において悩みや不安をひとりで抱えている状況が少なくないようです。

男性が家事や育児に参加していくために重要なこととしては、「夫婦や家族のコミュニケーションをよく図ること(42.0%)」や「男性自身の抵抗感をなくすこと(37.1%)」が大きな割合を占めています。固定的な役割分担意識をなくすよう、男女が互いにいたわりを持ってコミュニケーションを図ることや、男性が参加しやすい環境の整備が重要となっています。

【家事などの分担】



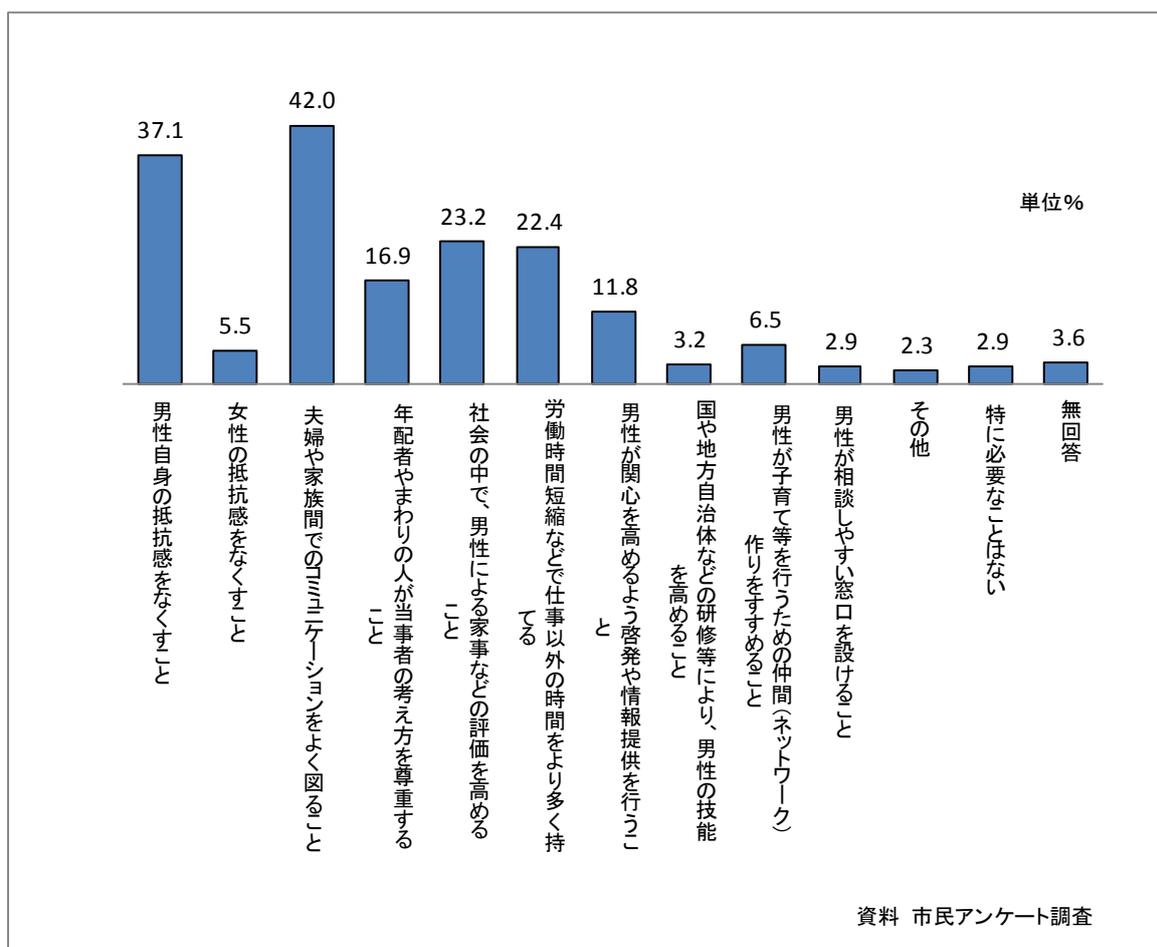
資料 市民アンケート調査

また、次代を担う子どもたちが、男女ともに将来、夢と希望を持ってたくましい社会人として成長するには、早い時期から社会体験などを通して性別や固定的な観念にとらわれることなく個性や能力を十分に伸ばすことができる教育を充実することが必要です。

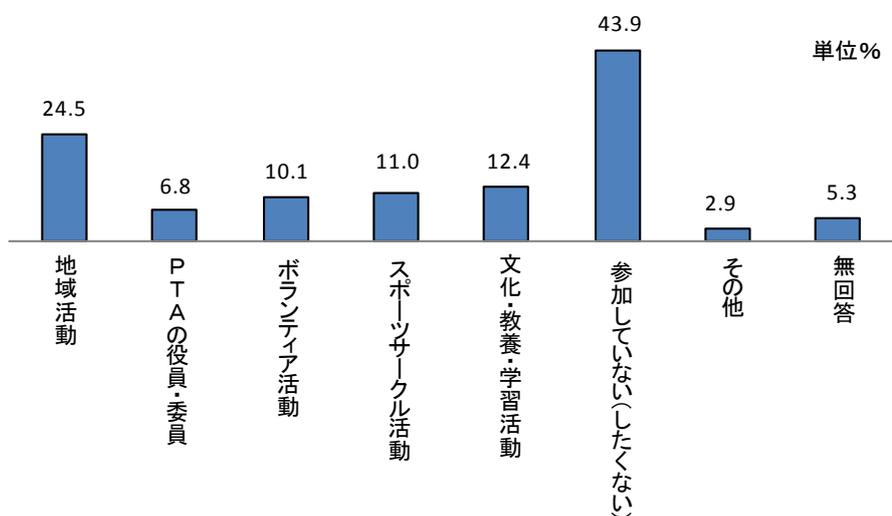
さらに、市民アンケート調査の結果では、地域活動に参加していない人の割合は43.9%となっています。地域において男女がいきいきと暮らしていくためには、地域住民どうしが多様な考え方や生き方を認め合い、互いに協力しながら、性別や年代にかかわらず地域行事やボランティア活動に積極的に参画することが大切です。

しかしながら地域の運営などでは男性が主体となる一方、ボランティア活動では女性の参加が多いなど、活動の分野によっては、男女の参加が偏りがちな状況がみられることがあります。男女問わず地域への自主的な参加を促進するとともに、活動に対する関心を高めるため、必要な情報を適切に提供することが必要となってきます。

【男性が育児等に参加するために必要と思うこと】



【仕事以外での活動】



資料 市民アンケート調査

基本施策と主な取組み

(1) 家庭における男女共同参画の促進

家庭において、男女がともに責任を持って家事・育児・介護などに携わる意識の啓発に努めるとともに、男性の理解を深めるためのさまざまな体験や学習機会の充実を図ります。

また、子どもたちが成長していく過程で、家庭生活や日常生活から自然に男女共同参画を学ぶことができる社会体験等の拡充に努めます。

主な取組み	事業	事業の内容
男女がともに担う家庭生活についての学習の推進	「親学び」の研修会や講演会の拡充	親となる準備期から子どもの成長に合わせたプログラムの学習により、親としての家庭での教育力の向上に努めます。 《親学びの研修会・講演会等の参加者数 600人→1,200人》
	パパママ体験教室の実施	出産を控えた夫婦が子育てを体験することにより、男女とともに家庭を築く意識を醸成します。

	じいじとばあばのハッピー孫育て講座の開催	祖父母を対象に、親とともに子どもを育て見守る意識の醸成を図ります。
	近住・三世代同居等を見直す機会の促進	女性にとって、子育てや介護の悩み・不安を相談でき、負担を軽減できる近住・三世代同居等を含め、家族形態を見直す機会づくりを促進します。
男性にとっての男女共同参画の学習機会の充実	父親が主体的に育児に関わる意識の醸成	父子手帳の交付やパパママ体験教室など、父親も子育てを体験する学習機会を通して、母親とともに子育てを担う意識づくりに努めます。
	男性料理教室等の実施	氷見市男女共同参画推進員が地域で開催する男性の料理教室等、男性の自立した家庭生活を促進します。
	男性の活躍事例の紹介	家事や育児に積極的に参加している男性の事例を紹介し、自主的な参加につながる環境づくりを推進します。
子どもの頃からの男女共同参画の推進	社会に学ぶキャリア教育の推進	職業体験を通して、男女が性別にこだわらず主体的に進路を選択する学習を推進します。
	ウエルカムベイビー事業	中学生が実際に赤ちゃんとふれ合うことや保護者から成長を見守る喜びを聞くことで、命の大切さ、子どもを生き育てることの責任を学ぶ教室を開催します。
	栄養教諭や栄養職員による食育授業の実施	食に関する知識や正しい食習慣などを身につけることで、男女ともに将来まで健康な生活の基盤づくりを推進します。 《保育所・学校等での食育事業の実施回数計 110 回》

(2) 地域づくりにおける男女共同参画の推進

自主的・主体的に取り組まれる地域活動が、男女が協力して円滑かつ継続的に行われるよう、住民の積極的な参画を促進します。また、活動に必要な知識や技術の習得のための

学習講座や研修会などの情報を提供し、地域におけるリーダーの育成、ボランティアなどの人材の発掘に努めます。

主な取組み	事業	事業の内容
地域・ボランティア活動における男女共同参画の推進	各種ボランティア活動の支援	ボランティア総合センターの活動を支援し、コーディネート機能等の充実を図ります。また、福祉ボランティア、観光ボランティア、健康づくりボランティア、学校支援ボランティア等さまざまな活動において、男女問わず能力を発揮できるための人材の育成を支援します。 《健康づくりボランティア登録者数 1,006人→1,060人》
	地域や親子のふれあいを促進する活動の実施	学校やPTA、地域が連携し、社会全体で子どもや家庭を支える体制づくりを推進します。
	防災の観点からの研修会の開催	研修会の開催や、自主組織による地域住民への研修会を開催し、防災及び災害発生時の救援活動に男女が無理なく活動できる意識づくりを推進します。
	地域づくり協議会の設立と活動の支援	地域に住むすべての男女が、地域の課題に主体的に取り組む地域づくり協議会の設立を支援します。 《地域づくり協議会の設立数 0団体→21団体》

基本目標3 男女がともに働きやすい就労環境づくり

現状と課題

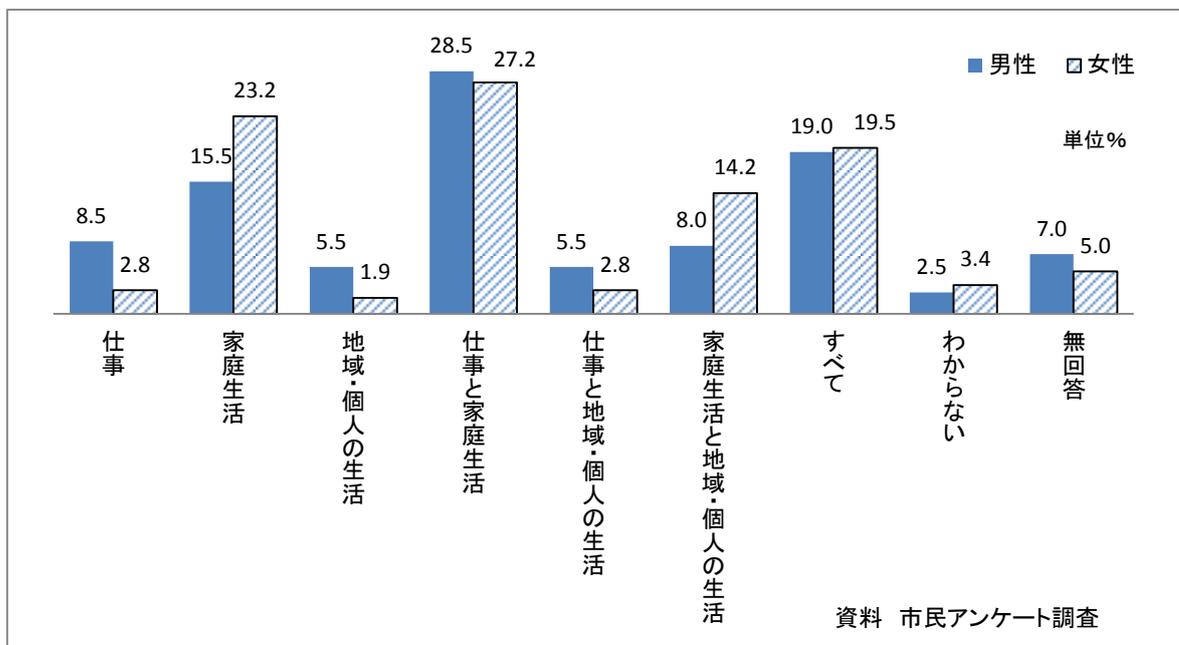
氷見市における女性の年齢階級別労働力率をみると、結婚や子育て等を機会に仕事をやめるといふ、いわゆるM字カーブの落ち込みが全国に比べると緩やかであり、就職し、結婚・出産後も仕事を続ける女性が多い状況にあるといえます。

市民アンケート調査でも、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と答えた人と「子どもができてもしっかりと職業を続ける方がよい」と答えた人をあわせると8割以上を占め、女性が働くことに肯定的です。

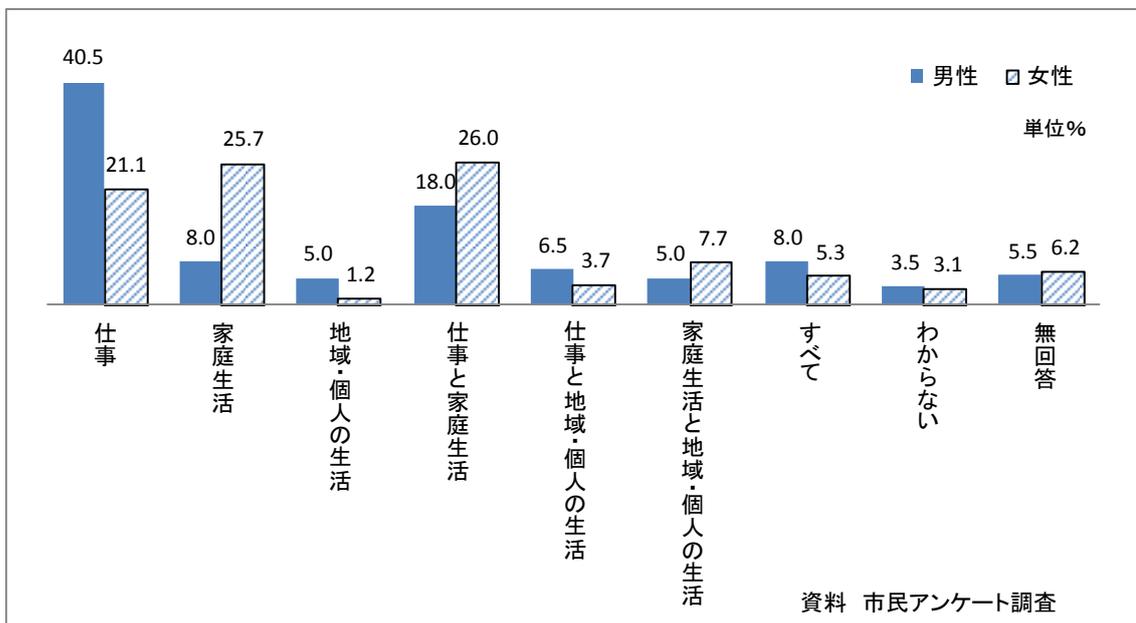
一方、男女とも多くの人仕事と家庭生活、地域活動との調和を希望していることがうかがえますが、実生活では、男性は仕事の優先度が高く、女性は家庭生活に優先度が高いことが市民アンケート調査からわかります。

同アンケートの結果では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）に向けての企業に必要な取組みとして、「育児・介護休暇を取りやすく、復帰しやすい仕組みづくり（36.7%）」、「年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり（33.8%）」が多くなっており、行政には、「育児や介護の施設・サービスの充実（39.0%）」が望まれています。

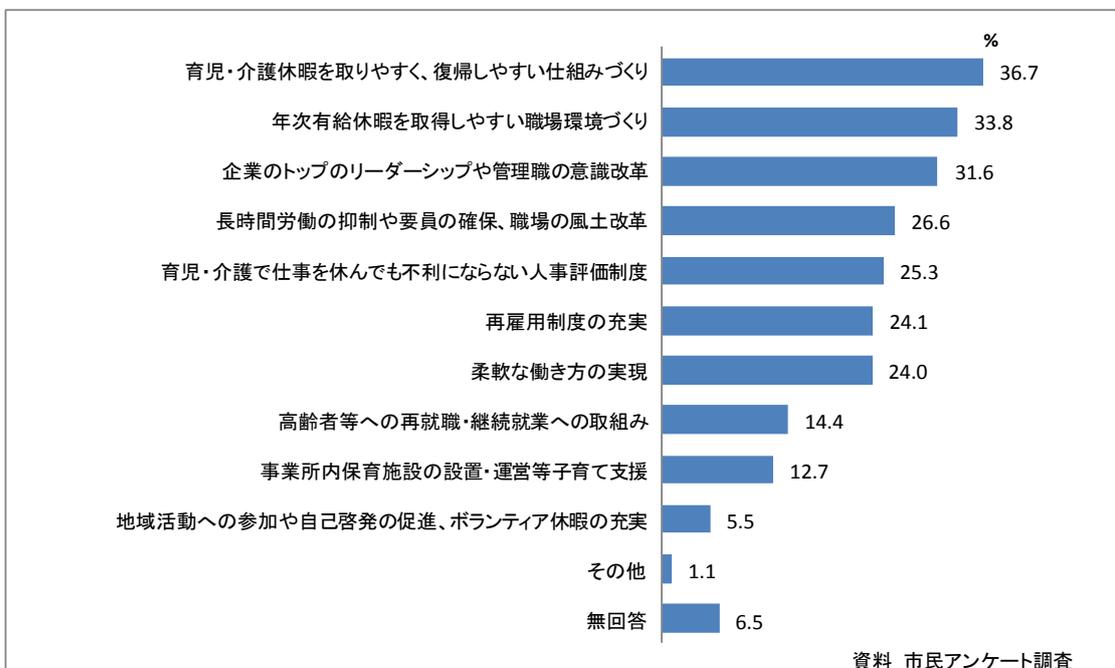
【希望する生活の優先度】



【現実の優先度】



【ワーク・ライフ・バランスのために必要な企業の実践】



そのため、男女が柔軟で多様な働き方を選択でき、また、女性が出産・子育てなどでいったん仕事をやめても再就職できる制度などの普及と導入を促進するとともに、資格取得研修やチャレンジ支援等の施策が必要となっています。

農林水産業においても、家族従事者の待遇の改善を図るなど男性にとっても女性にとっても働きやすい環境づくりが重要となっています。

基本施策と主な取組み

(1) 働く場における男女の平等の確保

事業所等に対して男女の雇用機会や待遇についての法制度について周知するとともに、性別に関係なく能力や実績に応じて評価される職場環境づくりを促進します。

また、男女がともに働きやすい環境を整備するため、安全で適正な職場環境づくりの意識啓発に努めます。

主な取組み	事業	事業の内容
職場における男女平等の確保	男女雇用機会均等法など関係法令の周知	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの周知により、雇用条件における男女の格差是正を促進します。 《男女の地位の平等感 職場で 24.1%→30.0%》
	男女共同参画推進認定事業所の紹介	県が行う「男女共同参画推進認定事業所」に認定された事業所を紹介し、男女共同参画の職場環境づくりを進める意識を醸成します。
男女がともに働きやすい職場環境の整備	職場の安全と適正な環境づくりに向けた普及啓発	女性が働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい環境であることから、安全で適正な職場環境づくりを啓発します。
	パワーハラスメント等の防止啓発	職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメントの防止啓発を促進します。
	関係機関との連携	関係法令や制度の正しい理解と実施に向けて、国・県の関係機関と連携しながら男女共同参画を推進します。

(2) 女性の能力発揮のための支援

関係機関と連携しながら、事業所における女性の再雇用制度の普及に努めます。また、女性が経営や起業に取り組むための研修等の情報を提供するとともに、就業に必要な資格を取得するための訓練等の充実を図ります。

農林水産業においては、家族経営協定の普及などにより女性が意欲を持って取り組める環境づくりを進め、あわせて各分野での人材の育成に努めます。

主な取組み	事業	事業の内容
女性の再就職等への支援	復職・再雇用制度の普及	結婚や出産などでいったん退職した女性が、再度就業できる制度の普及を図ります。
	職業訓練・職業教育の充実	女性が就業するために、新たな資格や技術の取得に向けた訓練や教育の充実を図ります。
	多様で柔軟な働き方の周知	それぞれの事情に応じた柔軟な働き方ができるように事業所に啓発するとともに、労働者に適切な情報を提供します。
女性のチャレンジ支援への情報提供	就業・再就職・起業への支援	ハローワークをはじめ、県の機関等と連携し、女性が働くことについての幅広い情報提供を行います。
	コミュニティビジネスの促進	女性が主に关わる地域の特産物の開発などのコミュニティビジネスを支援します。 《コミュニティビジネスの立ち上げ数 0 事業→2 事業》
	食に関する取組み、一村一品運動の推進	食育・地産地消や一村一品への取組みを推進します。
農林水産業・商工業における働きやすい環境づくりの促進	家族経営協定 [*] の普及	従事者が経営の方針決定や労働時間、報酬などに関して取り決める家族経営協定締結の普及啓発に努めます。
	女性リーダーの育成	女性指導農業士・女性認定農業者 [*] の育成と周知、農林水産業・商工業における経営研修等への参加の促進、団体における女性役員 [*] の参画を促進します。
	女性が活動しやすい環境づくりの促進	夫婦での認定農業者制度、農業者年金への加入促進など、意欲を持って活動できる体制に配慮した情報を提供します。

※家族経営協定：経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境について家族みんなで話し合い、文書で取り決めたもの

※認定農業者：経営の規模拡大や生産方式・経営管理の合理化等農業経営の改善を図るための「農業経営改善計画」を作成し、市町村からその計画を認定された農業者

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

事業所での育児・介護休業制度の導入を促進するとともに、労働者に対しても制度の周知を図り、子育てと仕事の両立を支える職場環境づくりへの取組みを支援します。また、労働時間の短縮や男性の育児休暇取得などを通して仕事中心となっている生活を見直すなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。

主な取組み	事業	事業の内容
両立支援のための制度の啓発	一般事業主行動計画 ※策定の促進	育児や介護をしながら働く従業員に対し、仕事と家庭生活の両立を支援するため、一般事業主行動計画の策定を企業に周知、促進します。
	育児・介護休業制度の周知と導入の促進	企業に対し制度の充実を促進するとともに、従業員に周知することで制度の正しい理解と利用促進を図ります。
	国・県が公表する両立支援企業の紹介	国が紹介する「両立支援のひろば」や県の「子育て支援企業エントリー制度」、被表彰企業の情報を提供し、両立支援の取組みを紹介します。
	氷見市子育て支援優良企業表彰の実施	働きながら子育てできる職場環境づくりに取り組む市内の企業を表彰し、市広報等で紹介することで、他事業所の意識を醸成します。 《毎年度 2社》
	事業所内保育の導入促進	子どもを預けながら安心して働ける事業所内保育の整備導入に向けて、企業に啓発します。
働き方の見直し等の啓発	労働時間短縮などの啓発	企業に対し労働時間短縮や有給休暇取得に向けた啓発を行うとともに、ノー残業デーの導入を促進します。

	育児休暇等の理解の促進	男性が子どもとふれあう時間や地域に参加する時間を取得するなど、働き方を見直すための育児休暇や育児休業、ボランティア休暇等の制度の周知について、企業の理解を求めます。
	メンタルヘルス対策の充実	仕事における悩みや仕事に偏りがちな生活を見直し、心身ともに健康で働ける体制を充実します。

※一般事業主行動計画：次世代育成支援対策支援法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について事業主が策定する計画。101人以上の労働者を雇用する事業主においては策定が義務づけられ、100人以下の労働者を雇用する事業主は、努力義務とされている。富山県の「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」においては、51人～100人以下の事業主にも策定を義務づけている。

基本目標4 健康で支え合う暮らしづくり

現状と課題

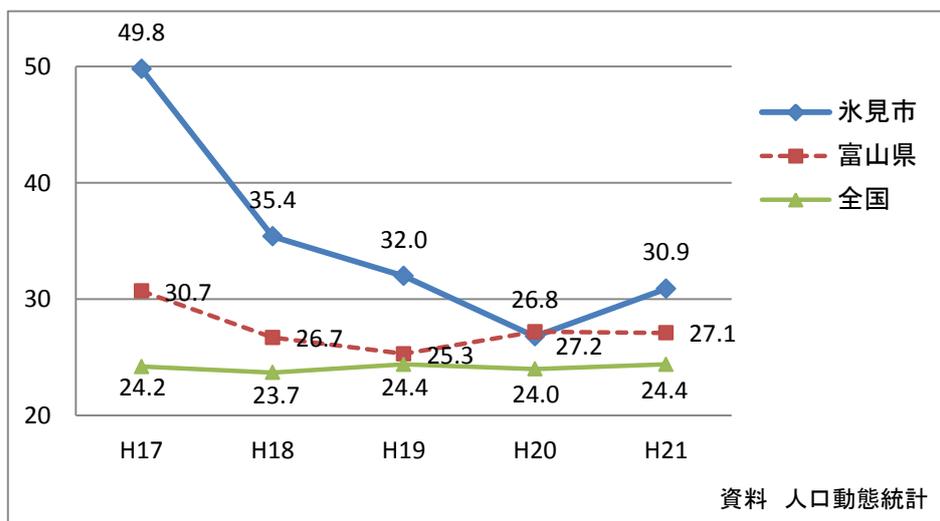
男女がともに持てる能力を発揮し、いきいきと暮らす男女共同参画社会を実現するためには、基本的な生活の安定はもとより、保育、医療、教育、介護等さまざまな支援により安心して暮らせる環境が必要です。

近年は、少子高齢化が進行し家族形態が変化するなかで、多様な福祉サービスが望まれています。高齢者、障害者、子どもなど誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域の住民相互のネットワークを構築し、支援が必要な人へのきめ細かなサービスの展開と充実を図っていく必要があります。

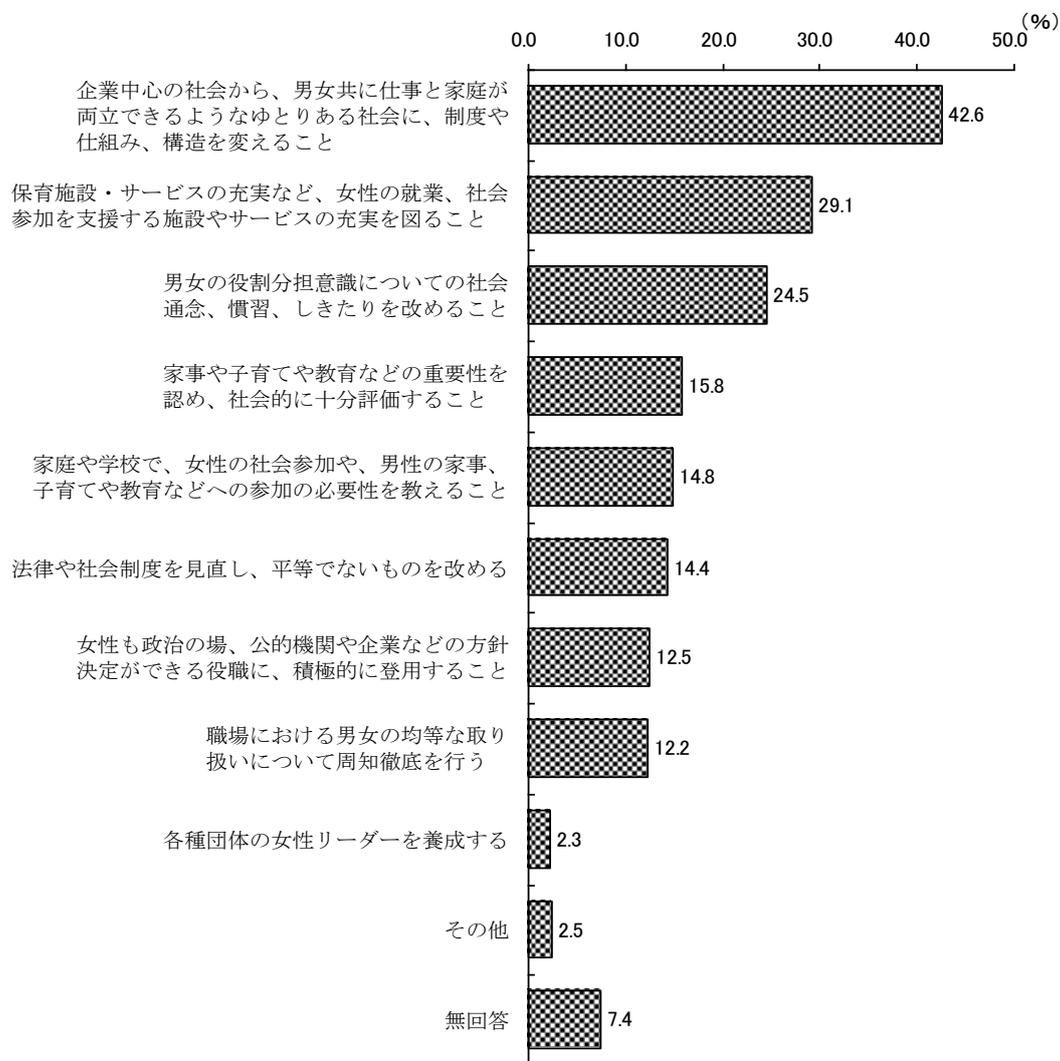
また、女性は妊娠や出産など人生の各段階に応じた健康支援が求められることから、妊娠前から出産後の健康管理及び子どもの健やかな成長を支援するとともに、男女が生涯にわたって健康で思いやりを持って支え合うために健康教育等の充実を図ることが重要です。

さらに、平成17年から平成21年までの氷見市の自殺死亡率（人口10万対）は、下のグラフのとおりとなっています。男女とも、すこやかで長寿を迎えられるよう心の健康について正しく理解し、ストレスと上手につきあうなど適切な自己管理に向けた支援の充実が必要となっています。

【自殺死亡率の推移（人口10万対）】



【男女共同参画社会を実現するために重要なこと】



資料 市民アンケート調査

基本施策と主な取組み

(1) 子育て支援・高齢社会への対応

子育てやお年寄りの介護による家庭の負担を軽減するため、多様で弾力的なサービスを提供するとともに、地域力を生かした支え合いの拡充に努めます。また、福祉に関する総合的な相談体制を推進します。

主な取組み	事業	事業の内容
地域ぐるみで展開する福祉サービス	地域で支え合う生活支援と見守りの推進	地域で支え合う体制づくりを進めるとともに、見守りネットワークの構築、買い物・外出支援サービスの推進、生活・介護支援サポーターの養成に努めます。
	福祉の総合相談・支援体制の強化	福祉に関する切れ目のない支援体制づくりを推進します。
	福祉研修センター（仮称）による担い手づくり	福祉・介護サービスを担う人材の資質向上のための研修の開催や、人材の確保、連携強化に努めます。
子育て支援の充実	多様なニーズに応じた保育サービスの充実	延長保育を推進するとともに、一時保育、休日保育、低年齢児保育、障害児保育の充実を図り、また、病後児保育や年度途中入所など、多様化するニーズに対応します。
	学童保育の充実	子どもの放課後の安全を確保するため、放課後児童クラブ（学童保育）の活動拠点を整備するとともに、指導員の確保、資質の向上に努めます。
	子どもの活動の場の充実	放課後子ども教室、児童館の活動を充実するとともに、子どもセンターの新設を検討し、子どもの安全な活動場所を提供します。
	地域子育てセンターの拡充と活動の推進	子育てに関する情報を提供し、利用者が気軽に相談できる窓口としての地域子育てセンターの拡充を図ります。
高齢者支援体制と介護サービス等の充実	サービス基盤の整備	介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるサービス基盤の整備に努めます。
	地域包括ケアの推進	介護、予防、医療、地域生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアを推進します。
	高齢者の就業機会等の拡充	シルバー人材センター運営事業の充実など就業機会を拡充するとともに、雇用年齢の引き上げ等について事業所に啓発します。 《高齢者の就業率 20.3%→20%》 《シルバー人材センター登録者数 432人→460人》

地域力の活用	とやまっ子さんさん広場の実施	地域の子どもを見守るとやまっ子さんさん広場を実施します。
	氷見型子育てファミリー事業※の推進	保護者が一時的に保育できなくなる場合でも、安心して子どもを見守る氷見型子育てファミリー事業を実施します。
	地区子育てサークルの育成・支援	子どもを持つ保護者が気軽に参加でき、子育ての悩みや情報を地域の人と共有できるサークルを育成し、活動を支援します。
	地域の子育て支援関係者のネットワーク化の促進	子育て支援に関わる人が、互いの情報や知識を共有できるネットワークづくりを促進します。
	子育てスタッフの育成・発掘の推進	子育てをする家庭に対し、さまざまな支援をする子育てスタッフの育成・発掘に努めます。
	児童クラブ等の地域指導者の発掘・育成	さまざまな分野における子どもの可能性を見いだせるよう、児童クラブ等の地域の指導者を発掘し育成します。

※氷見型子育てファミリー事業：家族の誰かが一時的に子育ての役割を担うことができなくなったときに、地域住民が代役を務めることができる地域の相互援助

(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

障害のある人、ひとり親家庭、その他困難な状況にある人など、誰もが安心して暮らすため、自立に向けた支援を展開します。さらに、複合的な問題を抱えている人に対し、適切な支援を行える体制づくりに取り組みます。

主な取組み	事業	事業の内容
障害者への支援	障害者福祉サービス等の充実	在宅サービスをはじめとする障害福祉サービスの充実を図るとともに、多様な障害への対応や、家族介護者等の支援に努めます。
	障害者相談支援体制の充実	障害者の権利擁護に努め、地域での自立を支援します。

	バリアフリー化等の普及・推進	障害者・高齢者だけでなく、誰もが使いやすいよう、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを普及します。
	障害者の就労支援の充実・強化	障害者の就労に対し、制度等の広報、相談支援を実施するとともに、雇用の場の拡大に努めます。
	障害者の社会参加の促進	障害への正しい理解を啓発するとともに、地域活動支援センターへの支援やレクリエーション・スポーツ教室等の開催、ボランティアの養成等を実施します。
外国人への支援	多言語表記の充実	生活に必要な情報ガイドブックや防災情報の多言語表記を実施します。
	外国語学習機会の充実	在住外国人に日常会話を教える日本語教室や、外国語を学ぶ教室を開催します。
社会的な援助を必要とする人への支援	ひとり親家庭の経済的負担等の軽減	医療費の助成や母への就労支援給付金を支給します。
	児童・高齢者に対する虐待の防止	虐待により保護が必要な児童や高齢者に対し、虐待防止委員会や成年後見制度などの周知とともに、安定した気持ちで生活できるよう適切な支援を行います。 《家庭児童相談室における子育てや子どもへの関わり方への相談対応件数 191件→210件》

(3) 生涯を通じた男女の健康支援

すべての子どもの健やかな成長のため、母子保健についての正しい知識の普及に努めるとともに、男女が「こころ」と「からだ」について正しく理解しながら性別や年代、環境に応じた健康支援を受けることができる体制の充実を図ります。

主な取組み	事業	事業の内容
母性の保護と母子保健に関わる支援	母性保護意識等の啓発促進	母性保護のため、妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を理解してもらおうと同時に、事業所にも普及啓発を行います。

	すこやかに生み育てるための環境づくり	妊娠前から出産、子どもの成長まで、すこやかに過ごせる環境を整えます。 (妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、子育て相談事業、子どもの健康づくり事業)
	不妊治療への支援	不妊治療費の助成や相談窓口の情報提供を行い、不妊に悩む夫婦の支援を行います。
	性に関する教育の推進	男女の性差を理解し、自分やお互いを大切にする心を育みます。
男女のライフステージに応じた健康支援	健康診査と保健指導の充実	自分の健康状態を確認し、健康に暮らすため、各種健康診査の受診を勧めるとともに、事後の生活習慣病予防の保健指導を充実します。
	生涯を通じた健康づくりの意識の啓発と実践	乳幼児期から良い生活習慣を身につけるため、健康教室等健康づくり事業を推進します。
	感染症発生・蔓延予防の推進	疾病の発生や蔓延を防ぐため、新型インフルエンザ等感染症の正しい知識の普及とともに予防接種を行います。
	心の健康づくりの推進	ストレスの対処法や精神疾患の正しい知識を啓発するとともに、相談支援体制の充実を図ります。 《不満や悩みの相談相手を持つ人の割合 40～70 歳代 89.0%→95.0%》

第 3 章 資 料

1 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会に於ける取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること

その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

2 富山県男女共同参画推進条例（平成十三年富山県条例第四号）

平成十三年四月一日施行

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し）

第4条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

（政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画）

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と社会における活動の両立）

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすること

を旨として、行われなければならない。

(男女の生涯にわたる健康の確保)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康（身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。）であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第8条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第10条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
2 県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
2 事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女の人権侵害の防止)

第12条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。）、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第13条 知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画

の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画推進施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第14条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進員制度）

第15条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。

（拠点施設の設置）

第16条 県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

（県民及び事業者の申出）

第17条 知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

（調査研究）

第18条 県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

（市町村及び民間の団体に対する支援等）

第19条 県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

第3章 富山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第20条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第21条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第4章 財政措置等

(財政上の措置等)

第22条 県は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第23条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

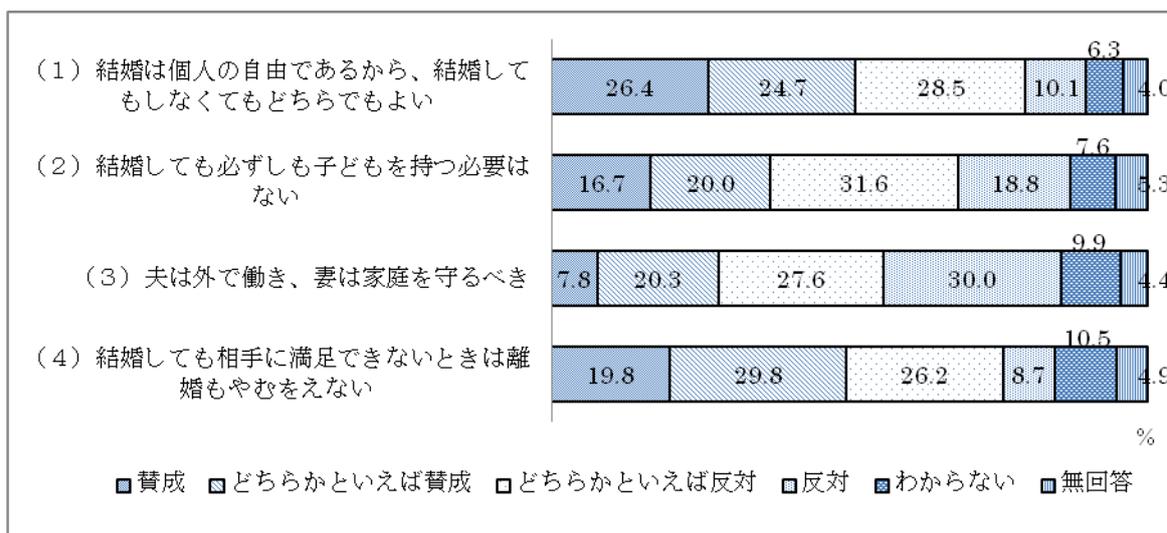
この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3 市民アンケート結果の概略

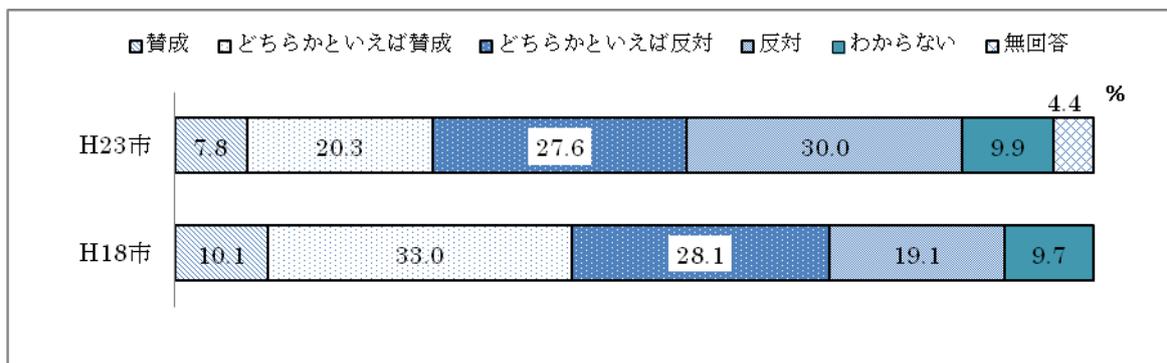
【調査の概要】

- 1 調査の目的 市民の男女共同参画に関する意識や実態等を調査し、次期男女共同参画プラン策定の基礎資料とする。
- 2 調査対象 氷見市に居住する満20歳以上の市民1,000人
(平成23年4月1日現在)
- 3 調査期間 平成23年4月8日から4月25日まで
- 4 回収結果 有効回収数 526
有効回収率 52.6%

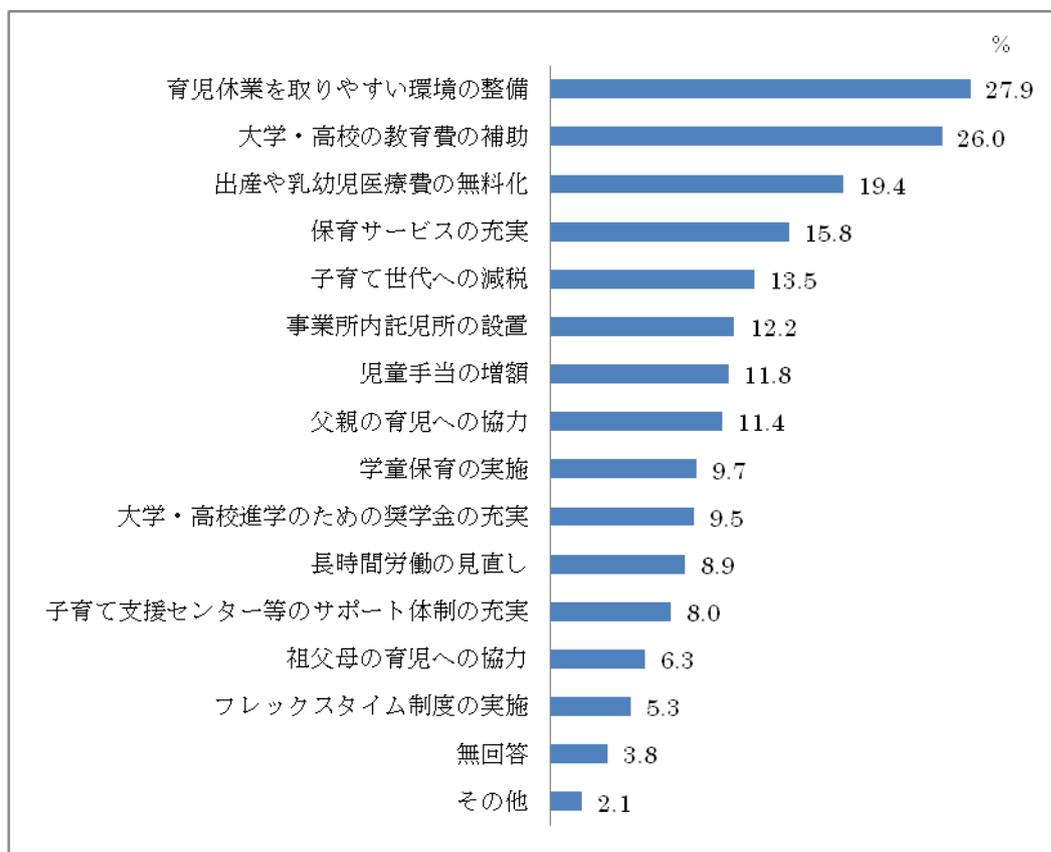
【結婚についての考え方】



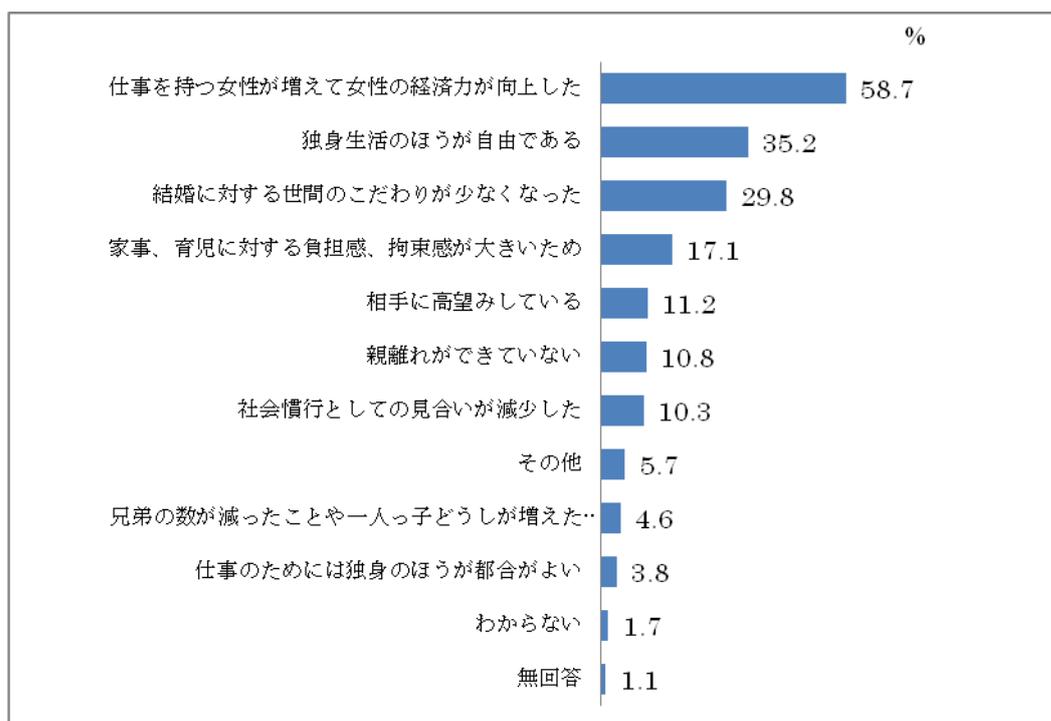
【夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方について】



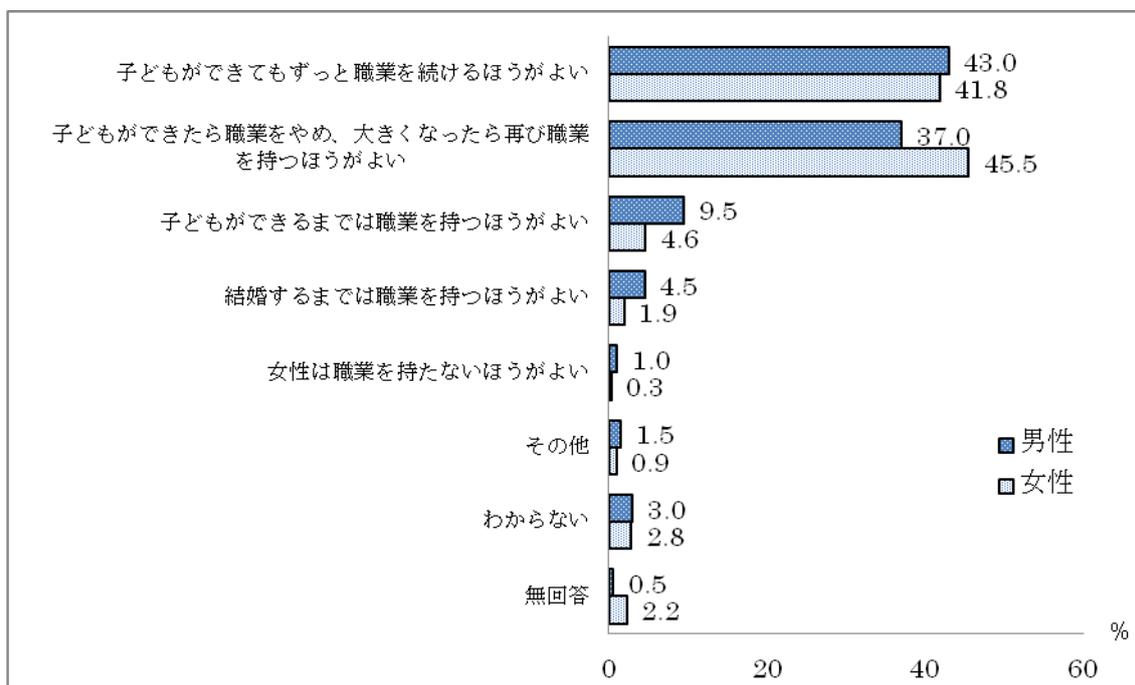
【子どもを産み育てやすい環境整備のため効果的と思う施策について】



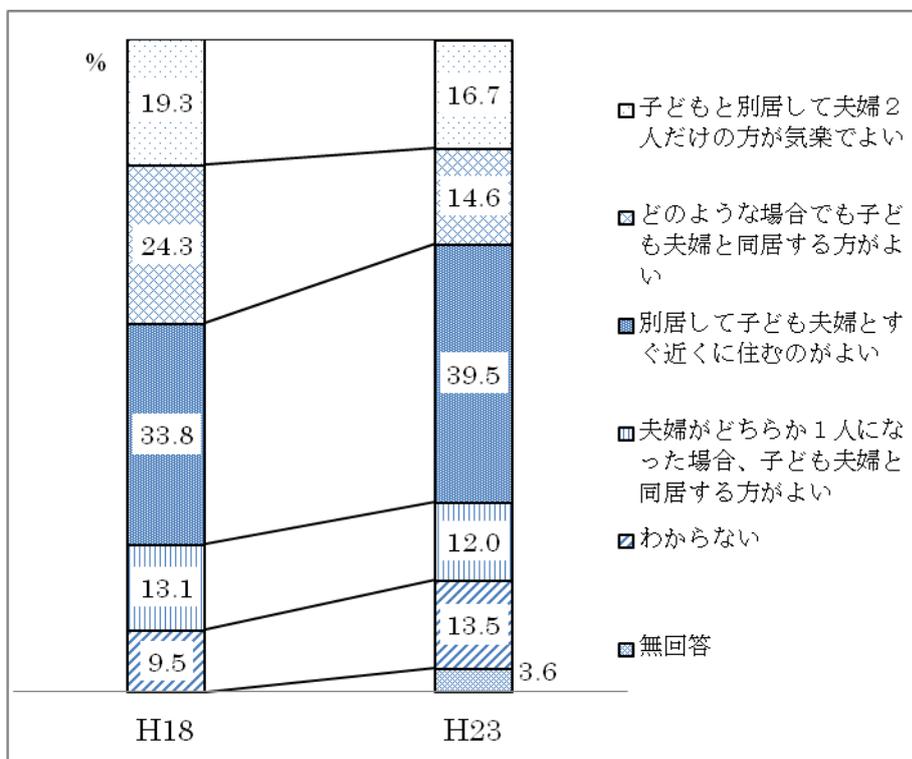
【晩婚化・未婚化傾向が進んでいる理由】



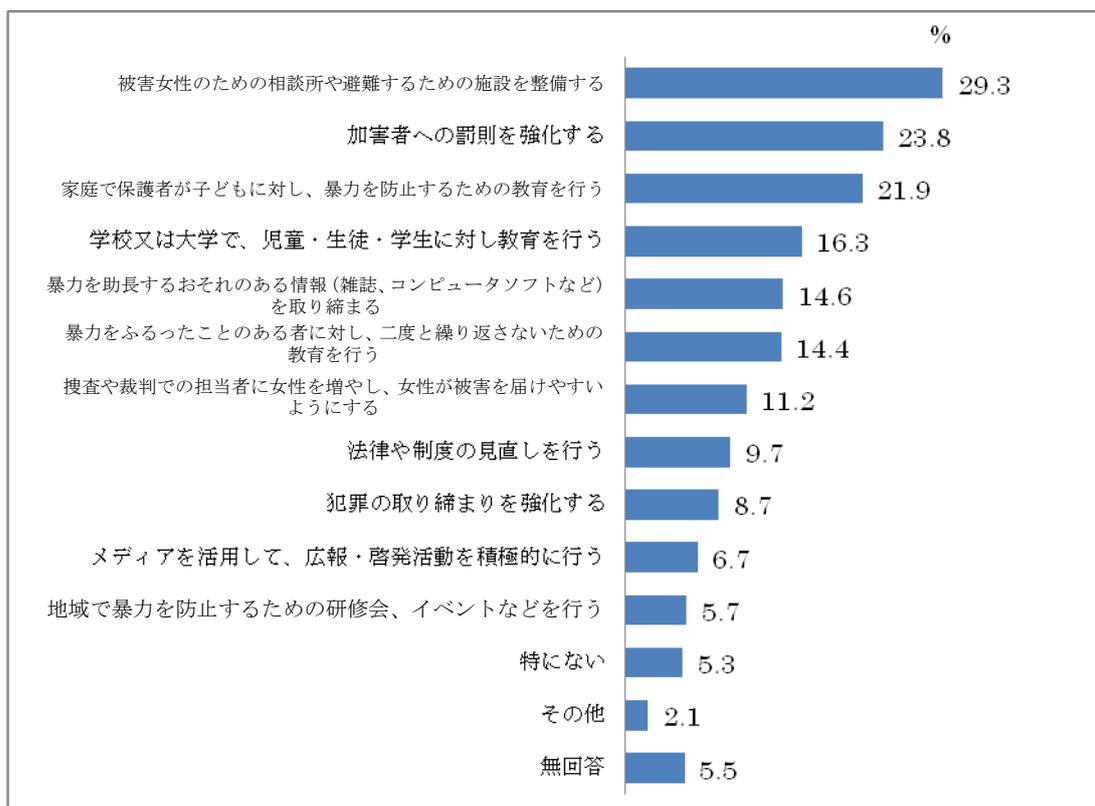
【女性の働き方について】



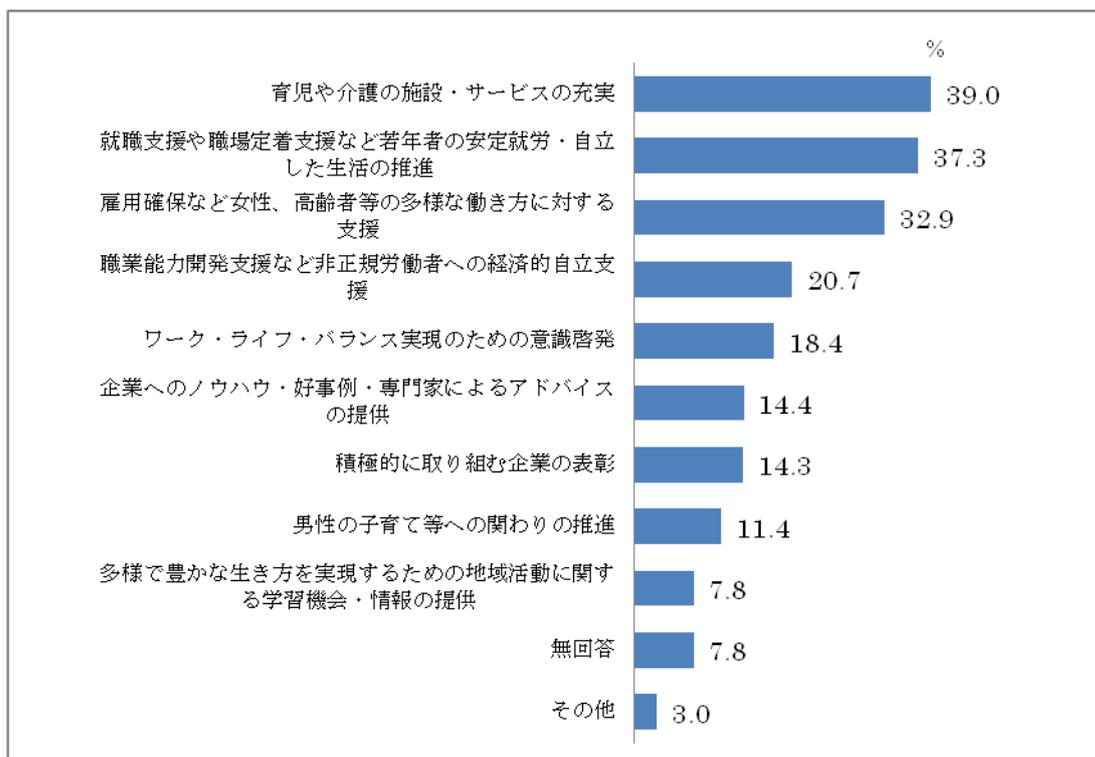
【老後における子ども夫婦との同居について】



【男女間における暴力防止対策として有効と思うこと】



【ワーク・ライフ・バランスのために必要な行政の取組み】



4 計画関連指標

基本目標	基本施策	指 標	単位	現在値	目標値
1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画意識の浸透	男女の地位の平等感 (家庭や慣習等において、平等であると 感じている人の割合)	%	家庭 24.9 慣習等 11.0	家庭 30 慣習等 20
	(2) 人権の尊重と暴力を許さない社 会づくり	DV防止法について、法律があることも 内容も知っている人の割合	%	15.2	20
	(3) 政策・方針決定過程への女性 の参画の促進	氷見市の女性の公職参加率	%	31.8 (H22年度末)	36
		氷見市男女共同参画推進員男性委員の 割合	%	44	45
2 家庭・地域において 男女が参画する環境づ くり	(1) 家庭における男女共同参画の 促進	親学びの研修会・講演会等の参加者数	人	600 (H22年度末)	1,200
		保育所・学校等での食育事業の実施回 数	回	16	16
		〃	回	64	64
		〃	回	37	30
	(2) 地域づくりにおける男女共同参 画の推進	健康づくりボランティア登録者数	人	延べ1,006人	延べ1,060人
		地域づくり協議会の設立数	団体	0	21
3 男女がともに働きや すい就労環境づくり	(1) 働く場における男女の平等の確 保	男女の地位の平等感 (職場において、平等であると感 じている人の割合)	%	職場 24.1	職場 30
	(2) 女性の能力発揮のための支援	コミュニティビジネスの立ち上げ数	事業	0	2
	(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライ フ・バランス)の推進	氷見市子育て支援優良企業	社	2	2
4 健康で支え合う暮らし づくり	(1) 子育て支援・高齢社会への対 応	高齢者の就業率	%	20.3	20
		シルバー人材センター登録者数	人	432 (H22年度末)	460
	(2) 誰もが安心して暮らせる環境の 整備	家庭児童相談室における子育てや子 どもへの関わり方への相談対応件数	件	191	210
	(3) 生涯を通じた男女の健康支援	不満や悩みの相談相手を持つ人の割合	%	40～70歳代 89.0	40～70歳代 95 (H33年度末)

5 策定委員会設置要綱及び委員名簿

氷見市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 氷見市における男女共同参画推進の総合的指針となる氷見市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に関し必要な事項を調査審議するため、氷見市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に報告する。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成のため必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体等の役員、男女共同参画に識見を有する者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の報告を市長に行ったときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見若しくは資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、企画振興部企政策課に事務局を置き、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長は、企画政策課長をもって充てる。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

氷見市男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

(平成23年8月現在 五十音順 敬称略)

氏 名	所 属 及 び 役 職	備 考
朝日 正昭	氷見公共職業安定所統括職業指導官	
恵比寿 泰子	氷見市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長	
扇浦 一男	氷見市男女共同参画推進員地域学習委員長	副委員長
越田 悦子	人権擁護委員	
桜打 美栄子	氷見市女性農業者協議会長	
高木 佳子	氷見ユネスコ協会青年部委員会副委員長	
高橋 由紀子	氷見市連合婦人会副会長	
竹田 洋子	氷見市保育士会長	
田中 洋子	氷見商工会議所女性会長	
富樫 克哉	アソカナーサリー園長	
中本 馨	氷見青年会議所理事長	
向野 勝美	高岡厚生センター氷見支所地域健康課長	
村江 省三	氷見市小中学校PTA連合会副会長	
屋敷 夕貴	氷見市連合婦人会長 氷見市男女共同参画推進員代表	委員長
谷内 一	氷見市中学校長会長	
山田 哲也	氷見市ボランティア総合センター所長	

計16名

氷見市男女共同参画プラン

「ファインパートナーシップ2012」

発行日 平成24年3月

発行 氷見市企画振興部企画政策課